

広島県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十六年七月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 道路の種類及び路線名
県道廿日市港線
- 二 兼用工作物の位置
廿日市市下平良二丁目一三一七番二二地先から
廿日市市下平良二丁目一三一七番一一地先まで
- 三 他の工作物
港湾施設（臨港道路廿日市二号貯木場線）
- 四 他の工作物の管理者の氏名
国際拠点港湾 広島港 港湾管理者 広島県
- 五 協定の主な内容
 - 1 兼用工作物の範囲
 - 2 兼用工作物の管理等
 - 3 工事の相互連絡
 - 4 通行の禁止又は制限
 - 5 費用負担
 - 6 災害復旧
 - 7 出願行為の取扱い
 - 8 協定の変更等
 - 9 協定の発効
- 六 管理の期間
区域変更により区域が道路に含まれる日から当該路線を廃止する日又は臨港道路の公用を廃止する日まで